

記帳・帳簿保存制度の 説明会にご参加ください

●詳しくは
税務課市民税係(☎・内線1245)

市は、記帳・帳簿保存制度の説明会を開催します。

現行、記帳・帳簿の保存は、事業所得などの合計が300万円を超える方に義務付けられています。法改正によって、その範囲が拡大され、平成26年1月からは、農業や営業などによる事業所得、不動産所得または山林所得が生じる、全ての方が記帳を行い、帳簿を保存しなければ

なりません。

新たに記帳を行う方、記帳の仕方が分からない方を対象に、記帳・帳簿保存制度の説明会を開催しますので、説明を希望される方は、ご参加ください。申し込みは不要です。

なお、記帳・帳簿保存制度の詳細については、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/index.htm>)をご覧ください。

■記帳・帳簿保存制度説明会の日程

日 時		場 所	備 考
11月27日(水)	午前10時半から正午まで	安代地区公民館(若者センター)体育館	安代総合支所隣
	午後2時から3時半まで	総合福祉センター大研修室	松尾総合支所隣
11月28日(木)	午後2時から3時半まで	西根地区市民センター大ホール	市役所本庁舎隣

滞納処分で差し押さえた 不動産と車両を公売します

●詳しくは
税務課収納整理係(☎・内線1253)

市は、滞納処分で差し押さえた不動産および動産を公売します。

■公売財産

(1)メゾン安比3-310号室(居宅3~4階2階建45.97平方[㍍]) ▶見積価額 231,000円 ▶公売保証金 24,000円 ※未納管理費(4,159,440円、平成25年11月7日現在)の納付も含みます。

(2)トヨタ・グランビア ▶排気量 3.4[㍓](ガソリン) ▶年式平成11年 ▶走行距離 210,151^{キロ} ▶見積価額 32,000円 ▶公売保証金 なし



トヨタ・グランビア

(3)三菱・キャンター(2トンダンプ) ▶排気量 4.21[㍓](軽油) ▶年式平成3年 ▶走行距離 310,785^{キロ} ▶見積価額 160,000円 ▶公売保証金 なし



三菱・キャンター

■公売日 11月27日(水)、午前10時(受け付けは午前9時40分から)

■会場 市役所3階大会議室

■公売方法 入札方式

■売却決定日 (1)は、12月4日(水)、午前10時。(2)と(3)は、11月27日(水)、正午

■買受代金 (1)は、12月4日(水)、午後2時半までに一括納付。(2)と(3)は、11月27日(水)、正午までに一括納付してください。

■受付時に必要なもの ①印鑑(個人:参加者本人の印、法人:代表者印) ②公売保証金 ③委任状(代理人が入札する場合)

■その他 ①公売前に滞納市税が完納された場合は、公売を中止します。②公売財産の詳しい内容は、市役所税務課で確認してください。③公売保証金は、受付時に現金で一括納付してください。④公売財産(2)、(3)の車両は、下見することができます。期間は、11月11日(月)から25日(月)までの午前9時から午後4時までです(土・日曜日、祝日は休み)。⑤公売財産(2)、(3)の車両は、中古新規登録(車検)が必要です。

税は期限内に納付願います